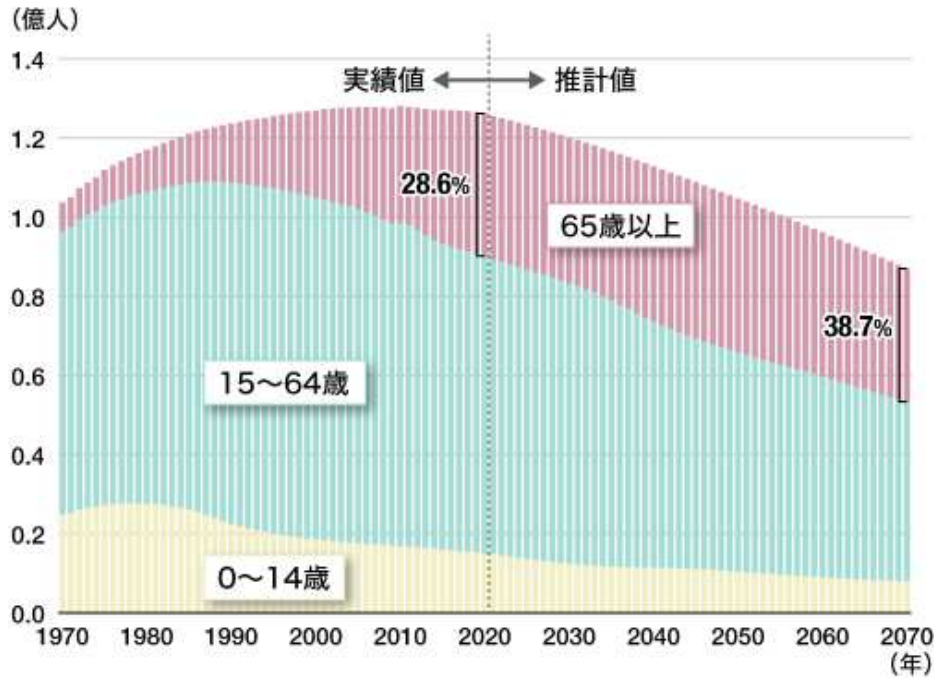


外国人技能実習制度の見直し ～有識者会議の最終報告書について

一般社団法人全国農業会議所 経営・人材対策部
黒谷 伸

1 我が国の人口の現状と予測

日本の人口の推移



2023年4月26日、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が公表した「将来推計人口」は、2020年に1億2615万人だった日本の総人口は、2056年に1億人を割り、2070年に現在よりも3割減の8,700万人に落ち込み、さらに100年後の2120年には5,000万人を割り込むと推計している。

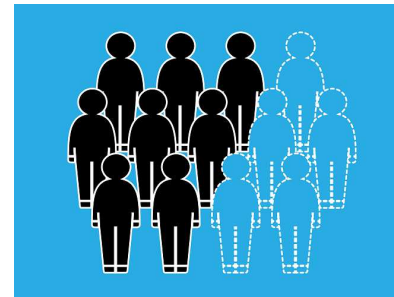
人口5000万人は…明治時代終り頃の水準！

50年後の日本の姿

	2020年 (実績値)	2070年 (推計値)
総人口	1億2615万人	8700万人
高齢者人口	3603万人 (28.6%)	3367万人 (38.7%)
生産年齢人口	7509万人 (59.5%)	4535万人 (52.1%)
年少人口	1503万人 (11.9%)	797万人 (9.2%)
外国人人口	275万人	939万人
合計特殊出生率	1.33	1.36
平均寿命 女性	87.72歳	91.94歳
平均寿命 男性	81.58歳	85.89歳

出所：国立社会保障・人口問題研究所

超少子高齢化社会下での人口減少！



G7の人口ランキング (2022年)

順位	国名	人口数	順位	国名	人口数
1	米国	3億3353万人	5	フランス	6565万人
2	日本	1億2517万人	6	イタリア	5898万人
3	ドイツ	8379万人	7	カナダ	3835万人
4	英国	6779万人			

2 外国人労働者の受入れの政府方針

現在の基本的な考え方

①
専門的・技術的
分野の外国人

積極的に受入れ

- ・我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- ・我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（法務省））

②
上記以外の
分野の外国人

様々な検討を要する

- ・我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- ・いずれにしても、今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、国民の声を積極的に聴取することとあわせ、人手不足への対処を目的として創設された在留資格「特定技能」の運用状況等も踏まえつつ、政府全体で幅広い検討を行っていく必要がある。（出入国在留管理基本計画（法務省））

● 単純労働者を認めていない
● 移民を認めていない

特定技能外国人（1号）受入れの考え方

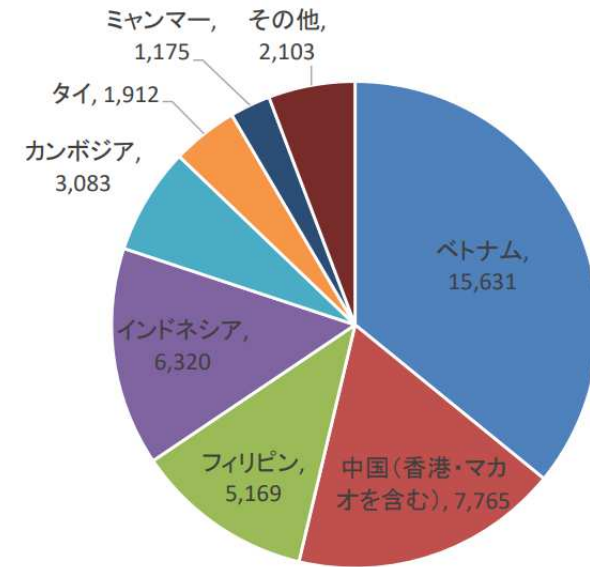
専門的・技術的分野（上記①）を拡充

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており（中略）設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き協力を推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるもの（※）として、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。（経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018（閣議決定））（※）外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。

3 農業分野における外国人の受入れの状況

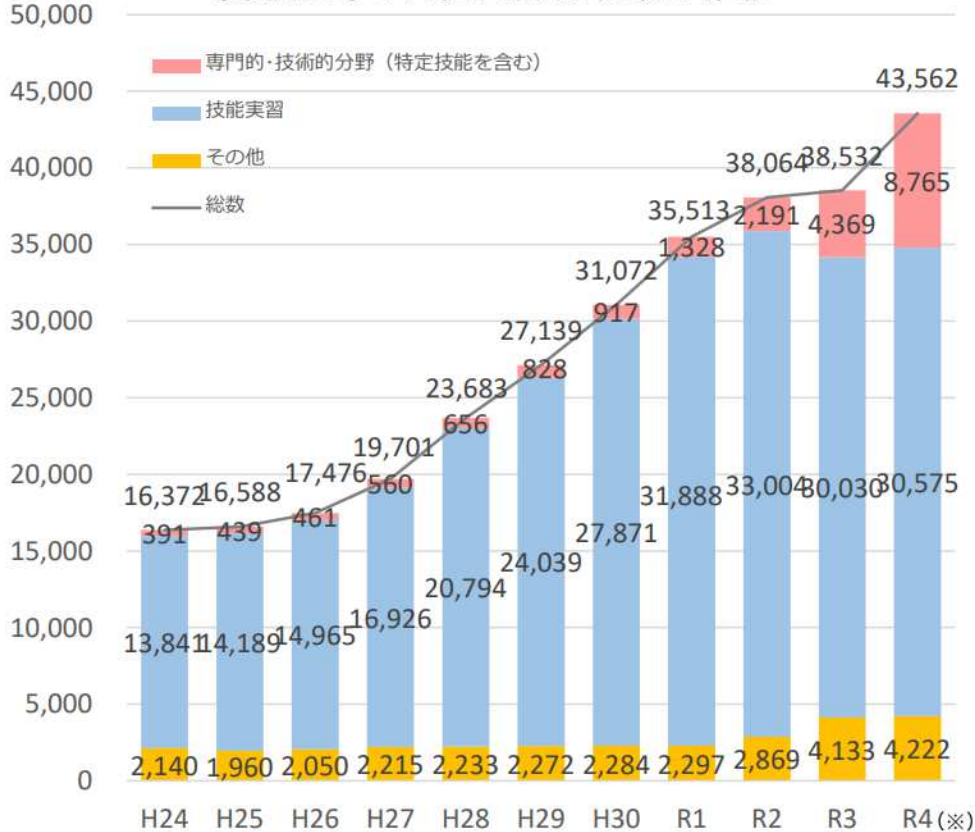
1	外国人労働者の総数【2021（令和4）年10月末】	43,562人
2	外国人技能実習生数【2021（令和4）年10月末】	30,575人
3	特定技能外国人数【2023（令和5）年6月末】 農業分野における特定技能外国人の受入れの人数上限は、2019（令和元）年度からの5年間で36,500人	20,882人

外国人労働者の国籍別内訳

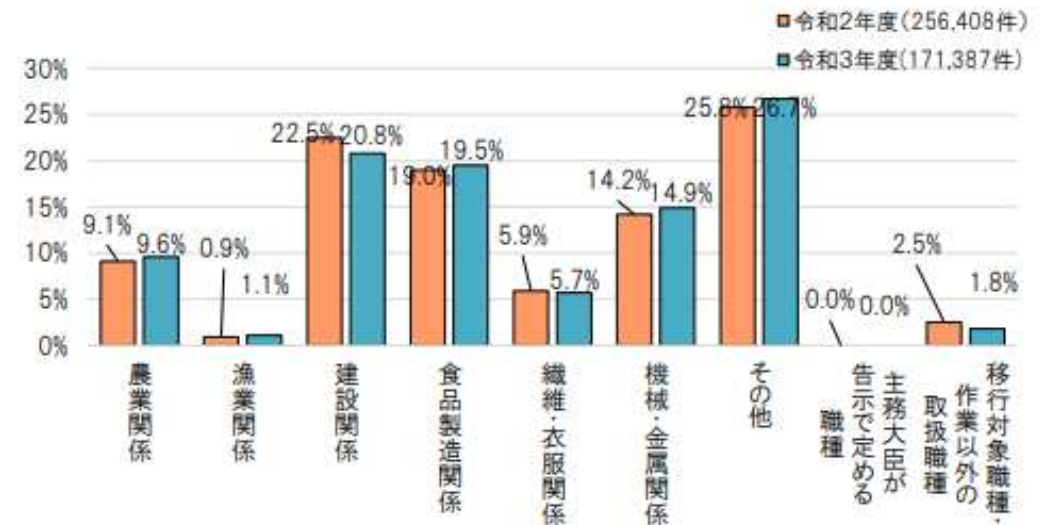


(単位：人)

農業分野の外国人労働者数の推移



職種別「計画認定件数(構成比)」



4 技能実習制度及び特定技能制度の見直しの方向について

法務省

「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を設置し、両制度の見直しを議論

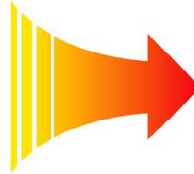
【検討の視点】

- 政策目的・制度趣旨と運用実態に乖離のない、整合性のあるわかりやすい仕組みとする
- 外国人に**選ばれる国**となり、外国人との**共生社会**を実現する
- **人権が尊重**される仕組みとする（**国際的にも理解**を得られる制度）

【有識者会議の開催状況】

- 第1回 (2022年12月14日)
- 第2回 (2023年1月31日)
- 第3回 (2023年2月15日)
- 第4回 (2023年3月8日)
- 第5回 (2023年4月10日)
- 第6回 (2023年4月19日)
- 第7回 (2023年4月28日) … 中間報告書とりまとめ
- 第8回 (2023年6月14日)
- 第9回 (2023年6月30日)
- 第10回 (2023年7月31日)
- 第11回 (2023年10月4日)
- 第12回 (2023年10月18日) … 最終報告書たたき台提案
- 第13回 (2023年10月27日)
- 第14回 (2023年11月8日)
- 第15回 (2023年11月15日)
- 第16回 (2023年11月24日) … 最終報告書とりまとめ

発展的に解消



対応課題

住環境を含む農村の生活インフラの整備
農業経営体の就業環境の整備

技能実習制度に代わる「育成就労制度（仮称）」のポイント

- ① 目的を「国際貢献」から「**人材育成と人材確保**」へ
- ② **基本3年の育成期間**で特定技能1号の水準の人材に育成
- ③ 「稲作」「肉用牛」も含め**すべての業務が可能**
- ④ **季節性労働の実態に応じた受入れ・勤務形態**も検討（J Aによる「農作業請負方式」の継続と出向先で勤務する「在籍出向」の新規導入の検討可能）
- ⑤ **1年経過および育成終了時まで**に、技能を評価する農業技能実習**試験（現行）を義務付け**
- ⑥ **転籍を緩和（同一業務区分内に限り）**（耕種農業内、畜産農業内）、**同一機関での就労が1年超**で、**試験（技能試験および日本語能力試験N5）合格の要件を満たせば可能**
※当分の間、分野によって**1年を超える就労期間**の設定を認める**経過措置**を検討
- ⑦ 外国人材の継続的な学習による段階的な**日本語能力向上**